

令和6年 No.11

○東京学芸大学附属学校運営推進室規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学附属学校運営推進室規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月19日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規則第13号

東京学芸大学附属学校運営推進室規則の一部を改正する規則

東京学芸大学附属学校運営推進室規則（平成29年規則第22号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営推進室規則の一部改正について

改正理由：東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第46条第2項</u>の規定に基づき、附属学校運営推進室（以下「運営推進室」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 運営推進室は、<u>総務部附属学校課に所属する者</u>をもって組織する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）<u>第35条の4第2項</u>の規定に基づき、附属学校運営推進室（以下「運営推進室」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 運営推進室は、<u>総務部附属学校課に所属する次に掲げる者（附属学校に所属する者を除く。）</u>をもって組織する。</p> <p><u>(1) 常勤の事務職員</u></p> <p><u>(2) 定年退職等再雇用職員</u></p> <p><u>(3) 継続雇用非常勤職員</u></p> <p>[省略]</p>